総社市告示第6号

総社市生涯学習推進本部設置要綱等の一部を次のように改正する。

令和7年3月10日

総社市長 片 岡 聡 一

(総社市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正)

第1条 総社市生涯学習推進本部設置要綱(平成17年総社市告示第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改正前
(本部会) 第4条 略 2 本部会は、本部長、副本部長、政策監、総合政策部長、総務部長、 <u>あたたか市民部長</u> 、文化スポーツ部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、議会事務局長、消防長及び教育部長をもって構成する。 3 略 (企画委員会) 第5条 略 2 企画委員会は、教育部長、政策調整課長、総務課長、環境課長、人権・まちづくり課長、 <u>ワンストップ課長</u> 、生涯学習課長、文化芸術課長、健康増進課長、福祉課長、こども課長、文化財課長、観光プロジェクト課長、企業誘致商工振興課長、都市計画課長、教育委員会教育総務課長、学校教育課長、こども夢づくり課長、中央公民館長及び図書館長をもって構成す	(本部会) 第4条 略 2 本部会は、本部長、副本部長、政策監、総合政策部長、総務部長、 <u>市民</u> 生活部長、文化スポーツ部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、議会事務局長、消防長及び教育部長をもって構成する。 3 略 (企画委員会) 第5条 略 2 企画委員会は、教育部長、政策調整課長、総務課長、環境課長、人権・まちづくり課長、 <u>市民課長</u> 、生涯学習課長、文化芸術課長、健康医療課長、福祉課長、こども課長、観光プロジェクト課長、企業誘致商工振興課長、都市計画課長、教育委員会教育総務課長、学校教育課長、こども夢づくり課長、中央公民館長及び図書館長をもって構成する。
る。 3~5 略	3~5 略

(総社市男女共同参画推進本部設置要綱の一部改正)

第2条 総社市男女共同参画推進本部設置要綱(平成17年総社市告示第74号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
 (幹事会) 第5条 略 2及び3 略 4 幹事長は<u>あたたか市民部長</u>を,副幹事長は人権・まちづくり課長をもって充てる。 5 略 	(幹事会) 第5条 略 2及び3 略 4 幹事長は <u>市民生活部長</u> を,副幹事長は人権・まちづくり課長をもって充 てる。 5 略

(総社市干ばつ対策本部設置要綱の一部改正)

第3条 総社市干ばつ対策本部設置要綱(平成17年総社市告示第77号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた 部分に改める。

改 正 後	改正前
(組織) 第3条 略 2 本部長は市長,副本部長は副市長及び政策監,部長は総合政策部長,総 務部長, <u>危機管理監,あたたか市民部長</u> ,文化スポーツ部長,産業部長, 建設部長及び環境水道部長,班長は <u>危機管理課長</u> ,財政課長,財産管理課 長,環境課長,地域応援課長,土木課長,農林課長及び上水道課長をもっ て充て,その所掌事務は別表のとおりとする。 3~7 略	

(総社市企業誘致推進本部設置要綱の一部改正)

第4条 総社市企業誘致推進本部設置要綱(平成17年総社市告示第86号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この 条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(組織)	(組織)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 委員は,教育部長,総合政策部長,産業部長,建設部長,環境水道部長,	3 委員は,教育部長,総合政策部長, <u>文化スポーツ部長</u> 産業部長,建設
政策調整課長,文化財課長,上水道課長,下水道課長,農林課長,地域応	部長,環境水道部長,政策調整課長, <u>文化芸術課長,観光プロジェクト課</u>
援課長,土木課長及び都市計画課長をもって充てる。	長,上水道課長,下水道課長,農林課長,土木課長及び都市計画課長をもって充てる。
4及び5 略	4及び5 略

(総社市開発行為取扱要綱の一部改正)

第5条 総社市開発行為取扱要綱(平成17年総社市告示第100号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(開発連絡調整会議) 第7条 略 2~4 略 5 委員は,総合政策部長,産業部長,建設部長,環境水道部長,政策調整 課長,文化財課長,環境課長,農林課長,地域応援課長,土木課長,都市 計画課長,警防課長及び農業委員会事務局長をもって充てる。 6~8 略	

(総社市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱の一部改正)

第6条 総社市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(平成19年総社市告示第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(事務)	(事務)
第18条 特殊標章等の交付及び管理に関する事務は, <u>危機管理課</u> 及び財産	第18条 特殊標章等の交付及び管理に関する事務は, <u>危機管理室</u> 及び財産
管理課が行うものとする。	管理課が行うものとする。

(総社市広告掲載要綱の一部改正)

第7条 総社市広告掲載要綱(平成20年総社市告示第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた 部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(審査機関)	(審査機関)
第12条 略	第12条 略
2 委員は、次の者をもって充てる。	2 委員は、次の者をもって充てる。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
(4) <u>政策調整課長</u>	(4) <u>市政情報課長</u>
(5)~(7) 略	(5)~(7) 略
3~5 略	3~5 略
(庶務)	(庶務)
第14条 委員会の庶務は, <u>政策調整課</u> において処理する。	第14条 委員会の庶務は, <u>市政情報課</u> において処理する。

(総社市特定家畜伝染病対策本部設置要綱の一部改正)

第8条 総社市特定家畜伝染病対策本部設置要綱(平成22年総社市告示第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前

改 正 後	改 正 前
別表第1 (第5条関係)	別表第1 (第5条関係)
	総合政策部長、総務部長、市民生活部長、文化スポーツ部長、保健福祉部
祉部長,産業部長,建設部長,環境水道部長,教育部長,消防長及び本部	長,産業部長,建設部長,環境水道部長,教育部長,消防長及び本部長に
長に指名された者	指名された者

(総社市復興対策本部設置要綱の一部改正)

第9条 総社市復興対策本部設置要綱(平成30年総社市告示第97号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第7条 本部の庶務は、 <u>危機管理課</u> において処理する。	第7条 本部の庶務は, <u>危機管理室</u> において処理する。

(国史跡鬼城山整備委員会設置要綱の一部改正)

第10条 国史跡鬼城山整備委員会設置要綱(平成31年総社市告示第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第7条 委員会の庶務は, <u>文化財課</u> において所掌する。	第7条 委員会の庶務は、 <u>観光プロジェクト課</u> において所掌する。

(総社市病院施設整備補助事業審査委員会設置要綱の一部改正)

第11条 総社市病院施設整備補助事業審査委員会設置要綱(令和4年総社市告示第126号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
(庶務)	(庶務)
第6条 委員会の庶務は、 <u>健康増進課</u> において処理する。	第6条 委員会の庶務は, <u>健康医療課</u> において処理する。

附 則 この告示は、令和7年4月1日から施行する。